

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出について

田舎館村では平成27年度提出分より特別徴収義務者の一斉指定を行っています。

所得税を源泉徴収する義務のある事業者等は、原則、全従業員分を特別徴収することとなっています。
事業所の希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。
併せて、「総括表、仕切り紙、変更点について」もご確認ください。

【提出期限】 令和7年1月31日（金）

・課税事務の都合上、1月中旬までの提出にご協力をお願いします。

【提出対象者】

令和6年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む）です。

- ・令和7年1月1日現在の在職者については、給与の支払額の多寡にかかわらず、すべて提出が必要です。
- ・令和6年中の退職された方について、給与等の支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。30万円以下の場合であっても、複数箇所からの給与の合算等で課税額に影響があるため、提出のご協力をお願いします。

【給与支払報告書の提出】

給与所得者の令和7年1月1日現在における住所地の市町村です。

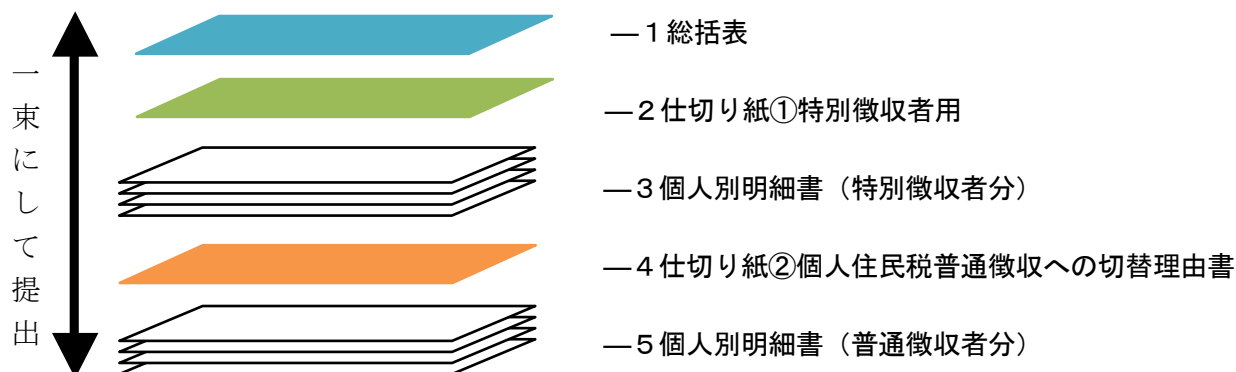
- ・住所地が田舎館村にある方は、下記【提出先】に郵送または持参してください。
- ・年の途中で退職された方は、退職時の住所地に提出してください。

※電子申告(eLTAX)をご利用の場合、紙媒体の提出は不要です。特別徴収の徹底に伴い、電子申告(eLTAX)上で普通徴収とする方がいる場合は、給与支払報告書の提出にあたり注意点がありますので、詳しくは「総括表、仕切り紙、変更点について」をご確認ください。

＜提出時の留意点＞

総括表1部を表紙にして左上をホッチキスまたはクリップなどで留めてください。

- 1 総括表は村指定の総括表（令和6年度中に特別徴収義務者へ配布したもの、または村ホームページからダウンロード）を使用してください。
税理士等に提出を依頼する場合は、提出の際に総括表を同封するよう伝えてください。
- 2・4 徴収方法の誤りを防ぐため、特別徴収・普通徴収ごとに個人別明細書の先頭へ各仕切り紙を必ずはさんでください。（下図参照）
また、仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。
- 3・5 個人別明細書は1人につき1枚を提出してください。
（2枚複写式または3枚複写式の上1枚が市町村提出用です。）



【提出先】

〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1
田舎館村役場 税務課 税務収納係
電話：0172-58-2111（内線124）